

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 全員協議会室及び 第3委員会室 担当職員 三宅
日 時	平成24年12月19日(水曜日)	開 議	午前10 時
		閉 議	午後 4 時 22 分
出席委員	菱田 福井 井上 馬場 藤本 湊 小島 西口		
出席理事者	船越産業観光部長、山田産業観光部理事、竹内農林振興課長、堤国営事業推進課長、奥村観光戦略課長、辻村農林振興課参事、谷口国営事業推進課参事 古林まちづくり推進部理事、森都市計画課長、伊豆田都市整備課長、橋本土木管理課長、中西建築住宅課長 西崎上下水道部長、大西営業課長、石田水道課長、中井下水道課長、長野営業課参事、片岡営業課副課長、阿久根下水道課副課長、西村年谷浄化センター所長		
出席事務局	今西事務局長、阿久根係長、三宅		
傍聴者	市民 4名	報道関係者 3名	議員9名 (総務文教常任委員会)

会 議 の 概 要

10:00

会議場所：全員協議会室
[総務文教常任委員会入室]
[請願者入室]

1 開議（菱田委員長あいさつ）

2 日程説明（事務局）

3 請願審査

受理番号4

「ものづくり中小企業」の振興のため、地域の高等学校における工業系学科（コース）の設置に向けて積極的な取り組みを求める請願

<菱田委員長>

暫時休憩し、総務文教常任委員会との連合審査会に切り替える。

<休憩 10:02～11:22（連合審査会）>

11:22～

<菱田委員長>

産業建設常任委員会を再開する。

[討論]

<藤本委員>

賛成。ものづくり産業の発展、また、こどもたちの将来を考え、進路選択を広げるためにも、地元の高等学校に工業系学科（コース）設置は必要であり、本市の発展

に寄与するものである。

[採決]

受理番号4「ものづくり中小企業」の振興のため、地域の高等学校における工業系
学科（コース）の設置に向けて積極的な取り組みを求める請願

全員賛成 採択

< 菱田委員長 >

暫時休憩する。

[総務文教常任委員会退室]

~ 11 : 23

< 休憩 11 : 23 ~ 11 : 30 (第3委員会室に移動) >

11 : 30 ~

会議場所：第3委員会室

< 菱田委員長 >

産業建設常任委員会を再開する。

受理番号7 過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出を求める請願

[請願者・傍聴者入室]

< 菱田委員長 >

暫時休憩し、産業建設常任委員会協議会に切り替える。

< 休憩 11 : 30 ~ 12 : 25 >

12 : 25 ~

< 菱田委員長 >

産業建設常任委員会を再開する。

[討論]

< 馬場委員 >

賛成。競争社会の中で過労死は後を絶たない。過労死が広がっていることに対し労働基本法を厳格に運用することと合わせて、過労死防止基本法の制定も必要である。また、教育分野においては独自に対策を講じる必要がある。文科省では教育現場では何が起きているのか、しっかりと現状を把握し、必要な人材を確保していかなければならない。このことは当委員会の所管ではないが、賛成討論に加えておきたい。

< 藤本委員 >

賛成。予防法として、過労死防止基本法の制定を国できちっと整備するよう、地方から国へ求めていく必要がある。

< 西口委員 >

賛成。実効性の高い法整備は必要であり、本市から声をあげるべき。

[採決]

受理番号 7 過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出を求める請願

全員賛成 採択

[請願者・傍聴者退室]

< 菱田委員長 >

それぞれ採択した請願の趣旨に沿う意見書の発議について意見を求めたい。まず受理番号 4 の請願採択に係る意見書案を作成したので事務局より配付させる。(意見書案配付) この意見書案に対して意見を求める。

< 藤本委員 >

請願趣旨の想定により、「南丹地域の高等学校」の次に、「(南丹高校)」を付け加えて明確にすべきと考えるがどうか。

< 菱田委員長 >

本文の最後の部分を「南丹地域の高等学校(南丹高校)に」とすることでどうか。

< 事務局 >

請願は、南丹地域の高等学校に設置を求めるものとされており、委員会としては南丹高校に設置を求めるとの趣旨を確認していない。

< 菱田委員長 >

原案のとおりとする。 < 了 >

< 菱田委員長 >

受理番号 7 の請願に係る意見書案は請願者から添付されている。確認願う。 < 了 >

< 事務局 >

両意見書案について発議の確認を。

< 西口委員 >

受理番号 4 に係る意見書案については、意見交換の経過があることから当常任委員会の委員長発議でよいのではないか。

< 馬場委員 >

連合審査を行った経過があることから、各幹事長から発議したほうがよいのでは。受理番号 7 のほうは当常任委員会で発議するのがよい。

< 西口委員 >

その考えに反対するものではない。

< 藤本委員 >

各会派の幹事長のほうが適当である。受理番号 7 に関しては委員長発議でよい。

< 菱田委員長 >

受理番号 4 に関しては、当委員会から発議せず、各幹事長発議が望ましいこととする。受理番号 7 に関しては、当委員会の委員長名で発議することとしたい。 < 了 >

< 事務局 >

受理番号7に係る意見書案について、送付先の確認を。

<菱田委員長>

衆参両議院議長、内閣総理大臣、関係大臣に送付することでよいか。<了>

<菱田委員長>

暫時休憩する。

~ 12 : 40

<休憩 12 : 40 ~ 13 : 30 >

13 : 30 ~

<菱田委員長>

産業建設常任委員会を再開する。

4 議案審査 (説明~質疑)

[理事者入室] 上下水道部

<上下水道部長あいさつ>

第1号議案 平成24年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)

<営業課長、資料に基づき説明>

[質疑] なし

第2号議案 平成24年度亀岡市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

<営業課長、資料に基づき説明>

[質疑] なし

第3号議案 平成24年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

<営業課長、資料に基づき説明>

[質疑]

<馬場委員>

川東浄化センターのソーラーパネル発電について、発電能力及び売電方法は。また停電時の対応等、キックバックの活用は。

<下水道課長>

自然エネルギー活用の積極的な取り組みのモデル事業として計画しているものであり、小中学生の環境学習の一環として義務付けもされている。発電電力としては90kWを継続、発電した電気は場内で使用する。

第5号議案 平成24年度亀岡市上水道事業会計補正予算(第1号)

<営業課長、資料に基づき説明>

[質疑] なし

第6号議案 平成24年度亀岡市下水道事業会計補正予算(第1号)

<営業課長、資料に基づき説明>

[質疑]

<馬場委員>

年谷浄化センターの汚泥運搬に係る処分先は大阪湾のままか。

<下水道課長>

大阪湾には処分していない。

<藤本委員>

汚泥運搬業務の委託先は。

<下水道課長>

南丹清掃、バイオ三恵、かんこうの3社である。

第15号議案 亀岡市上水道事業給水条例及び亀岡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

<水道課長、資料に基づき説明>

[質疑]

<藤本委員>

基準がどのように変わるのか、改正内容の説明を。

<水道課長>

水道法に定める内容につき、地方分権一括法の中で条例委任された事項について、各自治体の水道事業者は、その文言を参酌して条例で定めるというものであり、実質的な内容としては従前と変更するものではない。

第16号議案 亀岡市下水道条例及び亀岡市地域下水道条例の一部を改正する条例の制定について

<下水道課長、資料に基づき説明>

[質疑]

<馬場委員>

経過措置について、現存する施設に係りコンクリートの硬さなど規格外のものは、本規定を適用しないものと理解したらよいのか。

<下水道課長>

パイプ等の構造基準等において、同様の解釈で結構である。

～ 14 : 10

<菱田委員長>

それでは、ここで第5号議案、上水道事業会計補正予算の債務負担行為で設定されている上水道マッピングシステム構築業務委託経費に係り、当該システムの概要説明を受けることとしたい。システム開発業者が説明を行うこととなるため、委員会を暫時休憩する。

<休憩（産業建設常任委員会協議会 14 : 15 ～ 14 : 50）>

[理事者退室]

14 : 50～

[理事者入室] 産業観光部

< 菱田委員長 >

産業建設常任委員会を再開する。

< 産業観光部長あいさつ >

第 1 号議案 平成 2 4 年度亀岡市一般会計補正予算（第 6 号）

< 産業観光部担当課長、資料に基づき順次説明 >

[質疑] なし

第 24 号議案 亀岡市土づくりセンターに係る指定管理者の指定について

< 農林振興課長、資料に基づき説明 >

[質疑] なし

第 25 号議案 亀岡市農業公園に係る指定管理者の指定について

< 農林振興課長、資料に基づき説明 >

[質疑] なし

第 26 号議案 亀岡市食肉センターに係る指定管理者の指定について

< 農林振興課長、資料に基づき説明 >

[質疑] なし

第 29 号議案 土地改良事業（災害復旧事業）の施行について

< 国営事業推進課長、資料に基づき説明 >

[質疑] なし

第 30・31 号議案 旧慣による公有財産の使用権の廃止について

< 国営事業推進課長、資料に基づき説明 >

[質疑]

< 小島委員 >

両池とも跡地利用の考えはあるのか。

< 国営事業推進課長 >

大堂池に関しては 2 6 水の時点で、地元では大雨により危険であるとして、用水吐を切り下げられた経過がある。残り若干水が溜まっていたが、今回、水が残らないよう地元でさらに切り下げられた状況であり、普通財産として引き継ぐ予定である。北ノ庄小池についても現在利用されておらず、盛り土等を地元で計画されており、普通財産として引き継ぐ予定である。

< 馬場委員 >

大堂池に関して、この地域には防火水槽が不十分であることから逆の意見も聞くところであるが、その対策はできているのか。

< 国営事業推進課長 >

総務からの委託により、まちづくりの方で防火水槽を 1 基、団地内に設置された状況であり、支障はないと伺っている。

~ 1 5 : 1 3

[理事者退室]

15 : 15 ~

[理事者入室]まちづくり推進部

<まちづくり推進部理事あいさつ>

まちづくり推進部長は体調不良により欠席する。了承願う。また亀岡中学校の校舎については3学期から使用できる目途が立ったところであり、改めて委員の配慮に感謝する。

第1号議案 平成24年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)

<まちづくり推進部担当課長、資料に基づき順次説明>

[質疑]

<井上委員>

住宅管理経費の工事請負費増に係り、風呂設置の件数及び内容は。

<建築住宅課長>

野条地域内に特定目的住宅があり、その1軒に対して浴室を設置するものである。

第12号議案 亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<都市計画課長、資料に基づき説明>

[質疑]

<馬場委員>

大井町南部地区に係る利活用の関係について、商業ゾーンでは1万㎡以上の建物という条件から大規模店舗が入ることが予測されるが、駐車場の設計が悪いと大渋滞が発生する。渋滞を回避できる対応をとるよう、まちづくりの立場で指導願いたい。

<都市整備課長>

商業ゾーンでは大型店舗が入ってくることを前提としているが、国道9号が慢性的に渋滞している状況もあり、出入口は国道9号には設けず、北側の工業団地線、西側の並河西条線を利用し、分散させながら渋滞を招かない方法で対応していきたいと考えている。

第27号議案 亀岡市都市公園(33箇所)に係る指定管理者の指定について

<都市整備課長、資料に基づき説明>

[質疑]

<湊委員>

都市公園の管理について、駅前のロータリーに植えられている花壇の位置づけは。

<都市整備課長>

緑化推進の位置づけで、都市公園以外の部分で街路樹等と同様に実施されているものである。

<湊委員>

議案とは直接関係はないが、先日シルバー人材センターの方が水やりをされていたが、その日の朝まで土砂降りの雨であった。あまりにも格好悪い。どのように業務を発注しているのか、チェックを徹底すべき。

<都市整備課長>

指導していきたい。

~ 15 : 40

[理事者退室]

5 討論～採決

[討論] なし

[採決]

第 1 号議案 平成 24 年度亀岡市一般会計補正予算（第 6 号）

可決・全員

第 2 号議案 平成 24 年度亀岡市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

可決・全員

第 3 号議案 平成 24 年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

可決・全員

第 5 号議案 平成 24 年度亀岡市上水道事業会計補正予算（第 1 号）

可決・全員

第 6 号議案 平成 24 年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

可決・全員

第 12 号議案 亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

可決・全員

第 15 号議案 亀岡市上水道事業給水条例及び亀岡市簡易水道事業給水条例の一
部を改正する条例の制定について

可決・全員

第 16 号議案 亀岡市下水道条例及び亀岡市地域下水道条例の一部を改正する条
例の制定について

可決・全員

第 24 号議案 亀岡市土づくりセンターに係る指定管理者の指定について

可決・全員

第 25 号議案 亀岡市農業公園に係る指定管理者の指定について

可決・全員

第 26 号議案 亀岡市食肉センターに係る指定管理者の指定について

可決・全員

第 27 号議案 亀岡市都市公園（33 箇所）に係る指定管理者の指定について

可決・全員

第29号議案 土地改良事業（災害復旧事業）の施行について

可決・全員

第30号議案 旧慣による公有財産の使用権の廃止について

可決・全員

第31号議案 旧慣による公有財産の使用権の廃止について

可決・全員

[指摘要望事項] なし

< 菱田委員長 >

委員長報告の作成については、正副委員長に一任願う。 < 全員了 >

~ 15 : 45

6 陳情・要望について

「市道国道河原町線の道路拡幅に関する要望書」

< 菱田委員長 >

取り扱いについてご意見を。

< 湊委員 >

過去からの経緯、地元対応の状況等が不明である。

< 福井副委員長 >

休憩を求める。

< 菱田委員長 >

暫時休憩する。

(休憩 15 : 45 ~ 15 : 50)

< 菱田委員長 >

会議を再開する。本件については聞き置く程度の取り扱いとし、様子をみながら対応していきたいと考えるがいかがか。 < 了 >

7 その他

・ 議会だよりの委員会報告内容について

< 菱田委員長 >

掲載すべき内容について、どのように取り扱うかご意見を。

< 馬場委員 >

災害復旧の関係で29号議案の土地改良事業について掲載してはどうか。

< 事務局 >

委員会の審査報告のページとなるので、議案及び請願審査を含め、当委員会として審査した内容から掲載すべき事項を協議願いたい。

< 井上委員 >

上水道マッピングシステム構築の件を掲載してはどうか。

< 菱田委員長 >

それでは、土地改良事業、上水道マッピングシステム、請願2件をベースとして、正副委員長で掲載案を作成したい。

<馬場委員>

請願審査に関して、連合審査を行った経過もあることから、別枠でスペースを要求することはできないか。

<菱田委員長>

そのことも含めて掲載事項のまとめについては、正副委員長に一任願いたい。

<全員了>

・ 議会報告会意見対応（11月22日開催分）について

市民ホール4

<菱田委員長>

執行部に報告することでどうか。<了>

吉川2

<菱田委員長>

参考とすることでどうか。<了>

吉川3

<菱田委員長>

参考とすることでどうか。<了>

吉川4

<菱田委員長>

執行部に報告することでどうか。<了>

・ 次回の月例開催について

<菱田委員長>

現在、産業観光部からものづくり産業振興ビジョンについて行政報告の申し出を受けているが、そのことも含めご意見を。

<湊委員>

観光協会との意見交換を行いたい。決算認定においても観光推進の強化のため予算配分を指摘要望したところである。

<井上委員>

現場の声を聞くことは有意義である。保津川下りや湯の花温泉など、現場の方との意見交換会を実施してはどうか。

<菱田委員長>

今回は、ものづくり産業振興ビジョンの行政報告及び観光協会との意見交換会を行うこととしたい。

<湊委員>

観光協会だけではなく、産業観光部も交えての意見交換会を望む。

<事務局>

委員会に執行機関の説明員以外の出席を要求する場合は参考人制度を活用することとなる。また、観光協会に出向くことについては、視察と同様に委員派遣の取り扱いとなる。

<西口委員>

現在の運用形態で判断するのか。

<阿久根係長>

現在、参考人制度を活用する場合は2,600円の費用弁償を支払う必要がある。

<菱田委員長>

次回の月例開催は、ものづくり産業振興ビジョンの行政報告を受けることとする。
2月以降の月例開催で観光協会との意見交換を考えていきたい。1月の開催日をどうするか。 - 各委員日程調整 -

次回の月例開催日 1月23日(水) 10:00～
内容 ものづくり産業振興ビジョンについて

<菱田委員長>

本日の連合審査会について、主管した当委員会として総括を行いたい。
総務文教常任委員長には事前に申し入れを行い、請願者の趣旨説明等について協議を行った結果、趣旨説明を省略することを確認したが、ああいうことになってしまった。今後のためにも総括しておきたい。各委員のご意見を伺いたい。

<西口委員>

総務文教常任委員会には、連合審査の趣旨が伝わっていなかったのではないかと。事前の打ち合わせをしっかりと行い、認識したうえで審査を行わないと、本日のように傍聴者に説明を求めたり、理事者に対しても相手違いのような発言があった。記者も来ている中でそのような審査はあまりにも不体裁である。今後は取り扱いを慎重にされたい。

<馬場委員>

委員長が連合審査を行う趣旨を連合審査会の冒頭で正式に説明したほうが良かったのではないかと。

<西口委員>

総務文教常任委員会の審査を踏まえ、やはり当初から請願者からの趣旨説明を求めるべきであったと思う。また委員長の整理もピシッとさばいてほしかった。

<菱田委員長>

申し訳なかった。ただし今回の連合審査については、議運でその方向を確認され、その意向を受けて産業建設常任委員会で連合審査会の申し入れを決定したものである。そして、文書をもって総務文教常任委員長に依頼し、総務文教常任委員会で協議し受け入れられたものであり、連合審査の認識をもって会議に出席されたものと理解している。

また、事前に総務文教常任委員長に請願者の趣旨説明を求めることを確認したが、必要ないとのことであった。何れにしても事前協議が十分できていなかったことは大変申し訳なかった。

<藤本委員>

請願者から各会派への趣旨説明があったにもかかわらず勉強不足である。今後このような場合には事前協議をしっかりと行う必要がある。

<福井副委員長>

総務文教常任委員会の委員には、何のために連合審査をするのかという目的が明確に伝わっていないまま連合審査を行ったことが失敗であり、反省している。それができていたらもう少し議論がかみ合っていた。

<菱田委員長>

以上の意見を今後の連合審査に活かしていきたい。

16:22 散会